

郷土誌だより

いまむら

特集 · 土地百年

No. 6
編集会員委員会
今村誌編集発行会
今村小誌刊行会
瀬戸市平町3-142
電話(84)0840
コミュニティセンター内

古文書にみる今村の土地

今村文書から

ハ王子神社境内の郷倉（ごうぐら）に江戸時代から昭和初期まで
の文書二百余点が保存されていながら、現在は市立図書館に保管され
ている。古いものは虫が喰つて開

重な資料に傷みのひどいのが多く、とても手にとつてすぐ見られると、いうわけにはいかないので、私達はこれを分類整理し裏打ちしたりして利用できるようになります」と、作業をはじめた。その後、「二地一関係の整理」

地租改正で

地租改正で 所有権明らかに

その中で「一戸地券」関係の文書のうち、明治七年から十二年頃まで記録をみると、戸数二一五戸、（それぞれが地券を受けた記録あり）田一七五段、畠一二九段、宅地八一段、計三八五段となり、戸当たり平均にすると約一・八段になるが各戸の所有別にみると五段以上の田畠を所有していた家は二

が農民で、武士と僧侶が一割だつたという。新しい明治政府は、お金がなくては身動きも出来ぬ、と税収源としての土地の扱い方を考えた。租税が従来のように米の物納では不安定だからこれを金納にするため、まず一筆毎に地価をき

これがだけの耕地では今村の人も苦ししかつたであろう、当然、農業以外に収入を求める工夫もされていたものと推測される。

これだけの耕地では今村の人も苦しかつたであろう、当然、農業以外に収入を求める工夫もされていたものと推測される。

が、政付としてではこれまでの収入を減らしてはならない。まさに地租改正は有志以来の大事業だつたが、長い年月かけて実施に移すと、うな余裕もない。そこで政府は、明治九年未完了を目標に、地租改正事務局をおき、権力を以て強引に推進をはかつたのである。

これによつて土地の所有権は明らかになつたものの、そのかけで税の重さに泣いた百姓衆も多かつたことだろう。

を「村持ちの山」「百姓持の山」といわれたが、これらの山の取り扱いは難しかったようで、官有地になつた所もあり、公有地の肩書きのついた地券の出た所もあつたと思われるがその資料は見当らない。ともあれ、村持ちの山は藩主の規制はあるものの、村人はそこから肥料や燃料、飼料等を得て永い間生活してきて、それなりに利用のルールも作っていたが、だからといってそれは民地の証にはな

税収源としての土地の扱い方を考えた。租税が従来のように米の物納では不安定だからこれを金納にするため、まず一筆毎に地価をきめ、所有者は地価の百分の三を税として納めることとし、明治六年七月から実施にとりかかつた。

従来、土地は誰が所有者かはつきりしない部分が多く、年貢は村

地租改正と山林原野

らず、官有地ということがなつたのは当然のことながら、村人たちにとっては、何か割り切れないものが残ったようである。

今までのようなつもりで薪をとりに山へ入つた所を山巡査に見付かつて「オイコラッ」と怒られた話（本紙創刊号参照）など、その一例であろう。

の連帶責任で納めていたのを、新しく個人責任とするために、まず耕地や宅地については百姓に所有権を認め、不明確な所は百姓内部の協議で決めさせ、土地の所有を明らかにする「地券」が所有者に

た山が周辺の村々にもたくさんある。尾張藩が上水野村に、御林方（おはやしかた）奉行所を置いて、嘗林・盜伐の取締り等をしてきた。山はすべて、異議なく官林（後に国有林・御料林）になつた。

瀬戸土地改良区 第二工区の回想

瀬戸土地改良区 第二工区の回想

神川町稻垣悟さんの、みだしの
ような題名の手記を拝見させて頂
くことができたので、ここにその
一部分を転載してご紹介します。

昭和三十一年頃、今村地区（寺
山市場）で土地区画整理法により
区画整理をやり、小学校敷地を捻
り出しようという声が高まって、横
山健一さんが世話人代表になられ
年末に「今村で区画整理を行うの
で神川地区の人々で今村地区に土
地を持つている人々に話して、同
意を取りつてもらえないか」と、同
意書を置いていかれた。

私は、稻垣鈴一さん、伊藤兼一
さんに伝えました。鈴一さんは、
「区画整理を行うことはよいが、
学校敷地を出すことには反対だ」
という意見を出されたので、同調
はむつかしいなと思つた。

その後、鈴一さんは自分の反対
で区画整理が出来なかつた、とい
われるのはいやだから、県庁に出
向いて、指導をうけて考えられた
結果、土地区画整理法によるより
も、土地改良法の方が、農地の整
理には有利であるとの結論を出さ

三十二年二月頃から数回神川地域の人々と相談して、神川町、美濃池町、城ヶ根町の畠地を、土地改良法で整理することに話がまとまった。それで、市農務課に協力を求めて、今村、本地、神川の三地区合同の研究協議会が開かれたはじめは三者三様であったが、農務課の助言で、土地改良法による整理に合意が得られ、三十三年に瀬戸土地改良区が、第一工区と第七工区に分けて実施することになった。第一工区が長根地区、第二工区が神川地区である。II以下略（このあと、事業の経過などが詳しく記録されていますが紙面の都合で割愛させて頂き、やがて出版される本に全文をのせさせて頂きたいと予定しています）

と今村・美濃之池地区で行われた
の中から選挙で選ばれた「農地委員」である。第一回の農地委員選
挙は昭和二十一年末に行われ、当
地区からは青山円次郎、青山鋤三
郎、青山亮、加藤岩三郎、稻垣竹
三郎の五名が無投票で当選、赤津
構成された。また、第二回目の選
挙は二十四年八月に行われ、この
地区から伊藤吉春、稻垣茂寿、谷
口一郎、青山仲次郎、稻垣竹三郎
(再選) の五名がやはり無投票當
選した。

農創設の目的に適當とは認めがたい、該農地は〇〇〇〇実行組合に売渡すことが適當と思う」

三、発言、青山円次郎氏、実行組合に売渡すとなると、その農地は誰が耕作するか問題が起るから不適當である

四、会長中島豊三郎氏、二番の発言について各委員の意見を求められる

五、発言、稻垣竹三郎氏、「現耕作者が不適當である以上、他に適正なる買受人を選定したいから

意識の変化

六 案件中、この一件を除き他は
原案通り可決

委員会は、このような議事録の
写しを、委員会で作成した買・売
それぞれの計画書に添えて、市町
村委員会長から県農地委員会長青
柳秀夫知事に提出して承認を申請
し、承認があつてから実行した。

なお、市で計画書ができると、
十日間の縦覧期間がもたれ、異議
申し立ての道もひらかれていた。

券が交付される。そのあたりから
「所有権」を知った上で、売買
の自由化と共に土地が金融の担保
に使われるようになつて土地所有
権というものが育つてきた。

戦後の農地改革は山林原野を対
象としなかつたが、経済成長と共に
に住宅需要も増大し、それに比例
して地価も上昇しはじめ、四十年
後半以後は特に値上がりが著しくな
り、土地所有熱も高まつてきた。

新しく創り出すことも出来なけ
ればあちこち移動することも出来
ないこの土地という特殊なモノが
正常な利用にとどまらず投機的売
買の「玉」にもなるだけに、政治
的課題となってきたようだ。

